

第40回盛岡地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和4年9月20日（火）午後2時から午後3時30分まで

第2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室（5階）

第3 テーマ

民事訴訟のIT化について

第4 出席者

（委員）石井真紀、河合壘、齋藤克幸、柴田勇一、武内弘樹、中島真一郎、西村康一郎、藤倉千春、藤田克弘、村上孝一、山田真紀（五十音順、敬称略）

（係員）内山地裁事務局長、後藤民事首席書記官、安齋民事訟廷管理官、西舘総務課長、紺野総務課課長補佐

第5 議事等

1 開会宣言

2(1) 説明

民事訴訟のIT化について

(2) 意見交換（○委員、■裁判所委員）

○ 裁判所では、民事訴訟のIT化に関し、当事者のなりすましと情報漏洩を防止するため、どのような対策を行っているか教えてほしい。

■ 裁判所では、当事者のなりすましを防ぐため、ウェブ会議を利用する手続を実施する前に、一度当事者に裁判所へ出頭して行う手続を実施したり、ウェブ会議当日にウェブカメラを利用したりして、本人確認をしている。例えば、当事者に運転免許証を提示してもらうなどの方法を採用している。

また、訴訟の提起があった時点で、その訴訟の進行にITを利用できるかを情報漏洩の観点から検討している。

- 事案によっては、ITを使用しない裁判運営もあり得るという趣旨か。
 - ご質問にあった問題への対策を行った上で、ITを利用した裁判運営を行いたいと考えている。
 - 私が関わった民間のウェブ会議では、その場所に会議に関係のない者がいないことを誓約してもらうという事例があった。裁判所ではそのような事例はあるか。
 - ウェブ会議が導入された当初、弁護士から「本来ウェブ会議に参加できない者がその場所においてもカメラに映らなければ分からない。」という問題意識が示されたことがあり、担当した裁判で、ウェブカメラを一周回してウェブ会議を行っている部屋の中にいる者を確認してもらうという工夫をしたことがあった。
 - 第三者からの不正アクセスに対しては、裁判所はどのように対応しているか。
 - 裁判所のウェブ会議は、誰でもアクセスできる構造になっておらず、ウェブ会議にアクセスするためのアドレスを通知する段階で、本人確認ができるものとなっている。丁寧な本人確認を行い、当事者以外の者がウェブ会議に参加することがないように対応している。
 - 当事者の表情から得られる情報も多くあると考えているが、裁判所において、当事者双方がウェブ会議のパターンと当事者の片方だけがウェブ会議のパターンで審理に差が生じることはないか。
 - 確かに、パターンの違いによる差が全くないとは言い切れないが、パターンの違いによって、手続上に差異が生じないように心掛けて審理を行っている。
- これまで、民事訴訟では電話を利用した手続が行われてきたところ、個人的には、ウェブ会議は当事者の顔を見ることができるので顔の見えない電話に比べて審理をしやすい印象がある。

○ 訴訟の当事者が外国人の場合に関する I T 化は検討されているか。例えば、外国人の当事者に対して、外国語で対応することは検討されているか。

■ 民事訴訟法上の手続という趣旨であれば、「裁判は日本語で行う」ということが定められているので日本語を使用することになる。

一方、裁判所に来庁した者に対する一般的な対応としては、外国語で対応することもある。

○ 私の所属先では、外国人への対応のため、現在、「やさしい日本語」というものに取り組んでいる。丁寧語や謙譲語を省いて、説明したい言葉を短い内容で説明するというものであるので紹介させていただく。

○ 書面の提出期限について、本日の説明にあった「1か月後」というのは長いと感じた。本日の説明のようなものであれば1週間で足りるのではないか。

■ 書面の提出をするためには、証拠の現物を確認する必要性があったり、訴訟代理人が複数の案件を受任しているなどの事情がある場合もある。

○ 私は、書証では見つらいものもあるので、1か月でも短いことがあるのではないかと感じた。

■ 確かに、これまで訴訟代理人が裁判所に出頭できる日に期日指定をしており、そこから逆算して「書面の提出期限は1か月後」というのが慣例のようになっていた。ウェブ会議の場合、訴訟代理人は裁判所に出頭する必要がないので、書面の提出期限についてももっと柔軟な対応ができるのではないかと考えている。

■ 本日の委員会開始前に質問があった、諸外国の裁判手続の I T 化についてご紹介させていただく。

シンガポールでは、訴訟記録の電子化によってカルチャーが変わったと評価されている。利点として、訴訟記録を保存するスペースが不要になっ

た、「ローネット」と呼ばれる訴訟に関する検索システムができた、裁判官が在宅勤務することが容易になった等があると聞いている。また、裁判例のデータを分析して損害賠償額を算出するシミュレーターを作成していると聞いている。将来的には、前記シミュレーターが算出した損害賠償額を用いてオンラインでの和解ということも構想されているようである。

アメリカでは、1990年前半から訴訟記録の電子化に取り組んでいると聞いている。ただ、アメリカでは州ごとに異なったシステムを利用しているため、州によって訴訟記録の電子化の様態が異なるようである。

韓国でも、電子記録化が進んでいると聞いている。電子訴訟ポータルサイトというものがあり、自分が関係する事件をポータルサイトで確認することができるようである。その他、書類の提出期限について裁判所からアラートを受ける仕組みもあるようである。2015年の段階で、全体の約6割が電子化されていると聞いている。電子化により、訴状の提出から第1回口頭弁論までの期間が110日から90日に短縮されたとのデータもあるようである。

その他、ヨーロッパでもIT化の取組が進んでいると聞いている。

- 現在、日本では月に約2万件のウェブ会議が行われていると聞いている。盛岡においては、感覚的なものではあるが、民事訴訟事件の約半数はウェブ会議を使用しているとの印象である。
- 裁判所では、現在、法改正をしないでIT化できることを取り組んでいる。しかしながら、裁判所が目指しているのは、あくまで国民が利用しやすい裁判所であり、その手段としてIT技術を活用しようというものである。その意味では、デジタルトランスフォーメーションという言葉の方が正しいのかもしれない。システム開発も現在行われており、裁判所もまだまだ変わっていく。次の機会には、もっと紹介できるものがあればよいと思っている。

3 次回期日等

(1) 次回期日

令和5年2月21日（火）午後2時

(2) テーマ

未定

以上